<第 部>



一般廃棄物会計基準及び有料化の手引き改訂について

令和2年12月15日

環境省環境再生·資源循環局 廃棄物適正処理推進課













日本の廃棄物行政の歴史



、 我が国は、時代によって変化してきた廃棄物に関する課題に対して、法制度の制定、改正等を行い、地方自治体、 民間事業者、住民等と協力して適正な廃棄物処理と資源の有効活用を推進し、循環型社会を着実に構築してきた。

廃棄物に関わる法制度の歴史

年代	主な課題	法律等の制定	
1800年代後半 ~1900年代前半	·伝染病(コレラ·ペスト)流行への対策 ·公衆衛生の向上	· 汚物掃除法(1900年)	
戦後~1950年代	・環境衛生対策としての廃棄物処理 ・衛生的で、快適な生活環境の保持	·清掃法(1954)	
1960年代 ~ 1970年代	・高度成長に伴う産業廃棄物等の増大と「公害」 の顕在化 ・環境保全対策としての廃棄物処理	·生活環境施設整備緊急措置法(1963) · 廃棄物処理法(1970) ·廃棄物処理法改正(1976)	
1980年代	· 廃棄物処理施設整備の推進 · 廃棄物処理に伴う環境保全	·広域臨海環境整備センター法(1981) ·浄化槽法(1983)	
1990年代	・廃棄物の排出抑制、再生利用 ・各種リサイクル制度の構築 ・有害物質(ダイオキシン類含む)対策 ・廃棄物の種類・性状の多様化に応じた適正処理の 仕組みの導入	·容器包装リサイクル法 (1995)	公表衛生の司上 公害問題と生活環境の場合の構築
2000年~	・循環型社会形成を目指した3Rの推進 2005.2.14 中央環境審議会が「循環型社会の 形成に向けた市町村による一般廃棄物処理の 在り方について」(意見具申)を提言 これを受け廃棄物処理法の「廃棄物の減量その 他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計 画的な推進を図るための基本的な方針」(基本 方針)を改正 ・産業廃棄物処理対策の強化 ・不法投棄対策の強化	 ・循環型社会形成推進基本法(2000) ・建設リサイクル法(2000) ・食品リサイクル法(2000) ・廃棄物処理法改正(2000) ・PCB特別措置法(2001) ・自動車リサイクル法(2002) ・産廃特措法(2003) ・廃棄物処理法改正(2003~06、10) ・小型家電リサイクル法(2013) 	境の保全

背景と目的(現行の会計基準)



背景 (現行の会計基準)

- 2000年ごろから、廃棄物・リサイクル行政及び市町村の一般廃棄物処理事業の目的は、これまでの公衆 衛生の向上や公害問題の解決という段階をさらに進め、循環型社会の形成を目指すものとなってきた。
- このような背景のもと、2005年2月に中央環境審議会は意見具申し、これを踏まえ、環境省において、 2005年5月に廃棄物の処理法の規定に基づく「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針(基本方針)」が改正された。
- この基本方針では、市町村の役割、国の役割として、下記のような事項が明記された。 【市町村の役割】
 - 一般廃棄物の処理に関する事業に係るコストの分析及び情報提供を行い、分析の結果を様々な角度から検討すること等により、社会経済的に効率的な事業となるよう努めるものとする。

経済的インセンティブを活用した一般廃棄物の排出抑制や再生利用の推進、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきである。 【国の役割】

市町村及び都道府県が行う、その区域内における廃棄物の減量その他その適正な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、一般廃棄物の処理に関する事業のコスト分析手法や有料化の進め方並びに一般廃棄物の標準的な分別収集区分及び適正な循環的利用や適正処分の考え方を示すことなどを通じて技術的な支援に努めることとする。

目的

■ 環境省では、基本方針の規定を踏まえ、市町村等が行う**廃棄物の減量**その他その**適正** な処理の確保のための取組が円滑に実施できるよう、技術的な支援を行うことを目的として、2007年6月に現行の会計基準を策定し公表したものである。

背景と目的(新たな会計基準)



背景(新たな会計基準)

- さらに近年では、市町村において、生産年齢人口等の減少により廃棄物処理の担い手不足や低密度化に伴う非効率化が懸念されるほか、財政状況等も一層厳しくなることが予想され、長期的な視点で持続可能な適正処理の確保に向けた安定的・効率的な施設整備及び運営のあり方を検討していくことが必要となっている。このことから、2019年3月に循環型社会推進交付金交付取扱要領の改訂を行い、ごみ焼却施設を新設する場合には、「一般廃棄物会計基準の導入についての検討」等を新たな交付要件として追加したところである。
- また、2021年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産・負債一覧表を作成し、交付申請書等とともに提出することとしている。

改訂の目的

- これを受けて、環境省では基本方針に定める国の役割を果たすため、改めて市町村等において、<u>より</u> <u>一層、</u>一般廃棄物の処理に関する事業に係る**資産・負債のストック状況の把握**、事業に係る**コスト 分析を推進すべきとの観点から標準的手法について検討**を行い、現行の会計基準を**改訂**するに至った。
- また、自治体独自で会計基準を作成していたり、公益社団法人全国都市清掃会議が策定している会計基準を活用している市町村等が多い中、現行の会計基準を導入している自治体は全体の約3%と限られ、導入が推進されているとは言えない状況である。この会計基準の導入を普及促進して、全国の自治体が導入するよう、財務書類の作成に当たり、自治体の作業量の軽減を図るため、会計基準及び支援ツールに改訂を行うこととする。

改訂の目的



一般廃棄物会計基準の改訂

課題

現行の会計基準導入率は約3% 現行の支援ツールが複雑・作業量大

ほとんど導入されていない 自治体の作業負担が大きい

目的

全国の自治体が導入 簡易な支援ツールの構築 総コストの把握による「気づき」・マネージメント力の向上 今回の改訂において、一般廃棄物処理に係る総事業費、生活系・事業系別の原価の把握による「気づき」と、その「気づき」によるマネージメント力を高めることを目的としている

一般廃棄物処理有料化の手引きの改訂

- ○排出抑制や再利用の推進 ○公平性の確保 ○住民や事業者の意識改革 ○財政負担の軽減
- ○現在の社会情勢の変化に対応した改訂

プラスチック資源循環戦略や食品循環資源の基本方針を考慮する

新しい会計基準に対応した改訂・項目の更新

平成25年以降手引の更新がされておらず、社会情勢の変化に対応できていない項目もあるため、

一般廃棄物会計基準の改訂時期と合わせて手引を改訂することを目的としている

各会計基準の導入状況

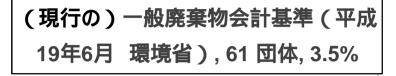
(現行の)一般廃棄物会計基準 :2007年(平成19年)6月 環境省

廃棄物処理事業原価計算の手引き:1979年(昭和54年)(社)全国都市清掃会議

市町村の独自方法 : 市町村等が独自の方法で財務書類を作成

各会計基準の導入状況(平成30年度)





その他, 16 団体, 0.9% 廃棄物処理事業原価計算の手引き (昭和54年(社)全国都市清掃 会議),44 団体,2.5%

> 市町村の独自方法, 301 団体, 17.3%

導入していない, 1,317 団体, 75.7%

導入状況

- ◆全国平均では原価計算を実施していない団体が約76%を占める。
- 市町村独自の原価計算方法を適用している団体が比較的多い。

各基準の導入状況 都道府県別一覧(平成30年度)



各基準の導入団体数

1 2 1 2

	T I	2			
都道府県名	(現行の) 一般廃棄物 会計基準	廃棄物処理 事業原価計 算の手引き	市町村の独 自方法	導入してい ない	その他
北海道	1	8	31	139	0
青森県	4	1	3	32	0
岩手県	0	2	5	26	0
宮城県	0	0	10	25	0
秋田県	0	0	4	21	0
山形県	0	0	8	27	0
福島県	2	0	6	50	1
茨城県	1	0	8	35	0
栃木県	2	1	3	19	0
群馬県	3	0	5	27	0
埼玉県	5	0	15	42	1
千葉県	2	2	21	28	1
東京都	1	18	19	19	5
神奈川県	2	1	7	20	3
新潟県	1	0	5	23	1
富山県	0	0	1	13	0
石川県	0	0	5	14	0
福井県	0	0	5	12	0
山梨県	0	0	2	25	0
長野県	1	0	5	71	0
岐阜県	0	1	3	38	0
静岡県	0	1	5	29	0
愛知県	1	1	16	35	1
三重県	22	0	1	6	0

	1	2			
都道府県名	(現行の) 一般廃棄物 会計基準	廃棄物処理 事業原価計 算の手引き	市町村の独 自方法	導入してい ない	その他
滋賀県	1	0	8	10	0
京都府	0	0	6	20	0
大阪府	0	0	14	29	0
兵庫県	2	2	13	23	1
奈良県	1	0	4	33	1
和歌山県	1	0	4	25	0
鳥取県	0	0	1	18	0
島根県	1	0	1	17	0
岡山県	0	0	4	23	0
広島県	0	1	5	17	0
山口県	1	0	6	12	0
徳島県	0	0	2	22	0
香川県	2	0	2	13	0
愛媛県	0	1	3	16	0
高知県	0	0	2	31	0
福岡県	0	1	9	49	1
佐賀県	1	0	5	14	0
長崎県	1	1	0	19	0
熊本県	1	1	7	36	0
大分県	0	1	5	12	0
宮崎県	0	0	2	24	0
鹿児島県	0	0	2	41	0
沖縄県	1	0	3	37	0
合計	61	44	301	1,317	16

1: (現行の)一般廃棄物会計基準 (2007年(平成19年)6月 環境省)

2: 廃棄物処理事業原価計算の手引き(1979年(昭和54年)(社)全国都市清掃会議)

各基準の主な相違点

(現行の)一般廃棄物会計基準 :2007年(平成19年)6月 環境省

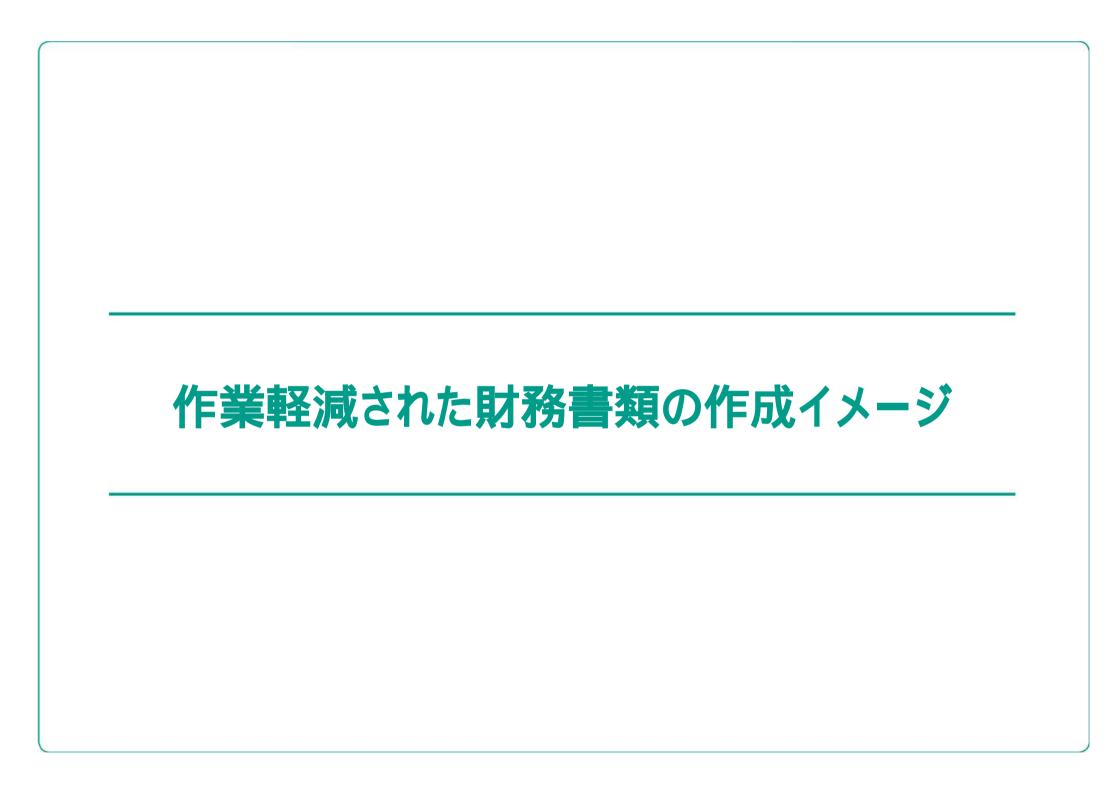
廃棄物処理事業原価計算の手引き:1979年(昭和54年)(社)全国都市清掃会議

市町村の独自方法 : 市町村等が独自の方法で財務書類を作成

各基準の主な相違点



	(改訂)一般廃棄物会計基準 (令和2年度 環境省)	一般廃棄物会計基準 (平成19年6月 環境省)	廃棄物処理事業原価計算の手引き (昭和54年(社)全国都市清掃会議)
作成目的	 ●情報利用者が意思決定を行うに当たり、地方公共団体が有用な情報を提供すること ●地方公共団体が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること(パブリック・アカウンタビリティ) 	●情報利用者が意思決定を行うに当たり、市町村が有用な情報を提供すること●市町村が情報利用者に対しその責任を会計的に明らかにすること(パブリック・アカウンタビリティ)	● 廃棄物処理事業の管理、運営のための 資料を提供すること● 廃棄物処理手数料等を決定するための 資料を提供すること
作成する 書類	● 原価計算書● 行政コスト計算書● 資産・負債一覧表	● 原価計算書 ● 行政コスト計算書 ● 資産·負債一覧	● 原価計算表 (ごみ処理、し尿処理含む)
原価計算書	 一般廃棄物を生活系・事業系に区分し、作業部門(収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門)毎に原価を算定 対象は、経常経費である人件費、物件費等、移転費用(減価償却費、引当金繰入を含む) 	 一般廃棄物を20種類に分類し、作業部門(収集運搬部門・中間処理部門・最終処分部門・資源化部門)毎に一般廃棄物種類毎の原価を算定 対象は、経常経費である人件費、物件費、経費(減価償却費、引当金繰入を含む) 	 ごみ処理関係部門については、ごみ収集、破砕、焼却、埋立部門別に原価を算定 対象経費は人件費、物件費、減価償却費、公債利子等(引当金繰入は含まない)。控除項目として、売電、その他の項目あり。 補助金については、資産の帳簿価額に使用した補助金の割合を乗じた額を減価償却費から控除
行政コスト計 算書	 一般廃棄物処理事業に係る費用・収益を表す 対象は、原価計算対象費用に加え、管理費用、経常収益、経常外費用、経常収益、受入年度で収益化) 	 ● 一般廃棄物処理事業に係る費用・収益を表す ● 対象は、原価計算対象費用に加え、 各種施策に係る費用、経常移転費 用、経常収益、特別損失(補助金は、減価償却費に応じて収益化) 	<u>該当なし</u>
資産·負債	 ● 資産は、「有形固定資産」「無形固定 資産」「その他」に区分して表示 ● 負債は、「地方債」「長期未払金」「退 職手当引当金」「その他」に区分して 表示 	● 資産は、金融資産、非金融資産に区分し、「資金」「金融資産」「有形固定 資産」「無形固定資産」「繰延資産」 等を計上 ● 負債は、「地方債」「借入金」を計上	<u>該当なし</u>



(改訂)会計基準に基づく財務書類の作成イメージについて



作成イメージ

主

一般廃棄物会計担当部署

一般廃棄物処理事業実態調査

(所管:環境省、回答率:100%)

(副)

財政·公会計担当部署

地方公会計情報(固定資產台帳等)

(所管:総務省、ほぼ全ての団体で導入)

財務書類 作成支援 ツール

一般廃棄物会計基準に 基づ〈**財務書類が完成**

作成方法

基礎資料

● 「一般廃棄物処理事業実態調査」による情報 (歳入・歳出、ごみ処理量等)を基礎としつつ、 不足する情報については、各団体における地方公会計情報等 (固定資産台帳等)から把握します。

作成 ツール

- (改訂)一般廃棄物会計基準に基づく「財務書類作成支援ツール」(Excel)を提供します。
- 「財務書類作成支援ツール」では、実態調査等から入力シートに必要な入力項目を入力することで、 比較的簡易に財務書類が作成可能です。

財務書類

- 一般廃棄物処理事業に関する<mark>財務書類(「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧表</mark>」)を 作成します。
- 財務書類分析ツールにより、ごみ処理単価等の指標が算定できます。



交付金要件化について



一般廃棄物会計基準の導入

- ・ <u>新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、一般廃棄物会計基準の導入を検討</u>すること。
- ・検討内容としては、一般廃棄物会計基準に則した原価計算書を作成し、交付申請書とともに 提出すること。ただし、施設や車両に関する減価償却費、退職給費引当金繰入額相当額等直ちに 把握することが困難な項目については、明記しなくてもよいこととする。この場合、施設や車両に 関する減価償却費、退職給付引当金繰入額相当額等について情報収集を行う手法を整理する等、 一般廃棄物会計基準の導入に向けた検討状況について、交付申請書に記載し、原価計算書ととも に提出すること。
- · 2021年度以降については、環境省が改訂を予定している一般廃棄物会計基準に則して、 一般廃棄物処理事業に係る原価計算書、行政コスト計算書、資産負債一覧表を作成し、 交付申請書等とともに提出すること。

廃棄物処理の有料化の検討

・ 新たにごみ焼却施設の整備計画を進めるにあたっては、ごみの減量化を図る観点から、家庭系 一般廃棄物処理の有料化を検討すること。

(粗大ごみの処理手数料や家庭系一般廃棄物の直接搬入の手数料等についてはこれに含まない。)

- · ごみ分別の推進等、有料化以外の施策で、一人あたりのごみの排出量等を減量させている場合は この限りではない。
- ・ また、有料化の検討状況や実施状況、ごみ減量化のための施策の実施状況については、地域計画に記載し、提出すること。